

第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

1 目的

総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化が進展していくことが予想され、高齢者を取り巻く環境は大きく変化している。そのため介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とする施策を計画的に実施していくことが必要である。

これらを実現するためには、過去の利用実績を踏襲したサービス提供体制の維持に加え、地域が目指すビジョンを明確化しビジョンを達成するためのサービス提供体制を構築するという視点が必要であることから、地域の実態を把握することを目的に必要な調査を実施し、得られた調査結果に基づき計画を策定するものである。

2 委託業務内容

第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画（以下、「次期計画」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものであるが、厚生労働省から提供される介護保険事業計画作成に向けた情報提供に即し、実施する調査を決定する必要がある。

そのため、必須以外の調査については、情報提供の内容に応じて変更が生じることが想定されることから、調査内容を検討する過程の中で発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。

なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に基づく計画）を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

また、得られた調査結果に基づき課題を把握し、施策の立案を行い次期計画策定のための一連の支援を行うこととする。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査（以下「ニーズ調査等」という。）の実施

- ① ニーズ調査等は、全体で3,000件程度とする。
- ② ニーズ調査等の内容は、国が示す項目に加え、老人福祉法第20条の8第6項に定める事項を把握するための項目と、本市独自の項目を追加したものとする。また、本市における認知症施策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。
- ③ ニーズ調査等は郵送で実施するものとし、調査票の設計、印刷、封入封かん、郵送、提出確認、礼状兼督促ハガキの作成及び発送、集計等を一括して受注者が受託するものとする。なお、宛名ラベルは受注者が用意し、発注者が印刷するものとする。また、受注者はQRコードなどによるwebでのアンケートフォームを用意すること。

(2) ニーズ調査等の分析評価

- ①ニーズ調査等は市全体のほか、本市が指定する日常生活圏域（4地域）別に分析評価するものとする。
- ②介護保険サービスの需要量推計のための各種基礎指数を分析評価する。
- ③介護保険対象外サービスの需要量推計のための各種基礎指数を分析評価する。
- ④その他、追加項目について分析評価する。
- ⑤調査結果報告書の作成

(3) 事業所向け調査の実施

- ①事業所向け調査は、次の②の調査内容についてそれぞれ50事業所程度とする。
- ②事業所向け調査の内容は、国が示す在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を基に、受注者が調査票の設計を行い、発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。
- ③事業所向け調査の実施方法は、回答者の負担を軽減し、かつ回収率を向上させる方法とし、詳細については発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。

(4) 事業所向け調査の分析評価

- ①本市において、不足する介護サービス等、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等、介護人材の確保に向けての必要な取組等を把握するための分析評価を行うものとする。なお、分析評価を行うにあたっては、ニーズ調査等と関連性を持たせて行うものとする。特に、訪問介護の現状について詳しく把握・分析すること。
- ②介護保険サービスの需要量推計のための各種基礎指数を分析評価する。
- ③介護保険対象外サービスの需要量推計のための各種基礎指数を分析評価する。
- ④その他、把握すべき地域の実態を明確化するための分析評価を行う。
- ⑤調査結果報告書の作成

(5) 第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（以下「現行計画」という。）におけるサービス給付の分析評価

- ①現行計画における高齢者福祉サービスの実績を分析評価する。
- ②現行計画における介護保険事業を国が示す進捗管理の手引きに沿った分析評価を行う。

(6) 課題の把握と施策の立案

- ①本市における高齢者福祉事業及び介護保険事業の課題の把握と施策の立案
- ②本市が目指すビジョンを明確化するにあたって課題の把握と施策の立案
- ③本市における地域包括ケアシステム構築の課題の把握と施策の立案
- ④本市における日常生活圏域ごとの生活支援サービス構築に向けた課題の把握と施策の立案
- ⑤本市において今後予想される諸課題への対応

- ⑥本市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係るサービスの質の確保に関する課題と施策の立案
- ⑦本市における老人福祉法第20条の8第6項に定める事項に関する課題の把握と施策の立案
- ⑧次期計画の期間における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係るサービスの見込み量の確保のための方策の提案
- ⑨保険者機能強化推進交付金に係る評価指標を達成するための施策の立案

(7) 事業の量と目標の設定及び介護保険料の算定

- ①次期計画の期間における高齢者福祉事業及び介護保険事業の目標とサービス量の設定
- ②次期計画期間における介護保険料の算定
- ③2040年度（令和22年度）までの高齢者福祉及び介護保険のサービス事業量と介護保険料の推計

(8) 関係機関・団体等の意見聴取の実施（概ね350団体）

- ①地域の関係機関・団体等に対して高齢者福祉及び介護保険に関する意見聴取・分析・評価を実施する。

◆関係機関・団体等の例
ア 自治会、老人クラブ等の地縁団体
イ 民生・児童委員
ウ 介護・福祉・医療など高齢者福祉に関わる事業所や団体、関係者
エ 地域福祉、高齢者福祉、介護に関係するNPO法人やボランティア団体
オ その他高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に必要と思われる者

- ②意見聴取の方法は、郵送によるアンケートで行い、その一部についてヒアリングを行うものとする。

(9) 検討委員会等のサポート

- ①次の検討委員会等の資料作成・説明補助・会議録作成を行う。ただし、当該委員会等の開催数は変動する可能性がある。

名 称	令和7年度開催数	令和8年度開催数
介護保険運営協議会	2 回	6 回
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定庁内検討委員会	2 回	6 回

- ②パブリックコメントへの対応・資料作成を行う。

(10) 調査結果報告書及び計画書の作成

- ①ニーズ調査等及び事業者向け調査の結果を報告書にまとめる。
 - ②次期計画の計画書を作成する。(ただし、事前に骨子案及び素案を提出するものとする。)
 - 骨子案とは：全体の骨組みとなる大まかな計画書案
 - 素案とは：原案になる前の具体的内容が記載された計画書案
 - ③次期計画の計画書概要版を作成する。(受注者提案とする。)
- ※詳細は、下記の「4 成果品」を参照

(1 1) 本市の「本庄市障害者計画」、「本庄市障害者福祉計画」、「本庄市障害児福祉計画」等の福祉計画（以下「他の福祉計画」という。）策定業務から適宜情報提供を受け、整合性を持たせながら、策定作業及び支援を行う。

(1 2) その他、国が示す介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に対する計画策定支援

(1 3) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報を提供する。

4 成果品

(1) ニーズ調査等、事業所向け調査に係る報告書

- ①電子ファイル（Microsoft Word）及びホームページ掲載用PDFファイル
 - ※CD-R等に電子データを記録した媒体で納品
- ②調査結果の個別データファイル
 - ※CD-R等に電子データを記録した媒体で納品

(2) 第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画書

- ①A4版 1色刷り 無線綴じ 120ページ程度
(上質紙90kg 表紙はレザック紙で装丁)
- ②作成部数 50部
- ③電子ファイル（Microsoft Word）及びホームページ掲載用PDFファイル
 - ※CD-R等に電子データを記録した媒体で納品

(3) 第11次高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画書概要版

- ①A3版 2つ折り フルカラー (A4版8ページ以内)
- ②作成部数 データ納品
- ③電子ファイル（Microsoft Word）及びホームページ掲載用PDFファイル
 - ※CD-R等に電子データを記録した媒体で納品

5 委託業務の基本日程

(1) 委託業務実施時期

年 月		内 容
令和7年度	10月上旬	委託契約の締結 委託業務の着手
	10月～11月	ニーズ調査等及び事業者向け調査内容検討
	12月	ニーズ調査等及び事業者向け調査の実施
	12月下旬～1月	ニーズ調査等及び事業者向け調査分析・調査報告書の完成
	1月下旬	計画骨子案及び団体アンケート案提出 (事業者案提出)
	2月以降	計画骨子案作成・検討 関係団体等意見聴取案検討
令和8年度、9年度	4月以降	関係団体等意見聴取を実施
	7月頃	計画素案提出 (事業者案提出)
	10月上旬	計画原案 (介護・福祉サービス量推計含む) の完成
	11月～12月	計画原案のパブリックコメント実施
	1月末までに	介護保険料の算定
	3月～5月	介護保険料の議案を市議会に提出 議案議決後に計画書の印刷・製本 (委託業務の完了)

(2) 検討委員会等実施時期

	令和7年度	令和8年度
第1回	11月頃	5月頃
第2回	3月頃	8月～9月
第3回	—	10月頃
第4回	—	12月～1月
第5回	—	2月頃
第6回	—	3月頃

※ 委員会及び運営協議会は概ね1週間ずらして次の順序で開催する予定。

庁内検討委員会 → 介護保険運営協議会

6 一般的事項

(1) 作業計画

受注者は、本業務の着手にあたり発注者と事前に協議を行い「作業計画書」及び「業務実施体制報告書」を提出するとともに、最高技術を発揮するように努めるものとする。

(2) 資料の取り扱い

本業務に必要な資料は、次のとおり扱うものとする。

- ① 受注者は、本業務に必要な資料を発注者に請求し、貸与を受けた場合、貸与一覧表を作成しなければならない。
- ② 受注者は、貸与された資料を慎重かつ丁寧に扱い、破損等を起こさぬよう十分に注意しなければならない。
- ③ 受注者は、貸与された資料の内容を決して公表してはならない。
- ④ 受注者は、資料の利用が終了した場合は速やかに発注者に資料を返却しなければならない。

(3) 著作権

本業務の成果物の著作権については、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複写、ホームページ作成、増刷等行うことができるものとする。なお、本業務に使用する資料や写真について著作権がある場合は、受注者が承認を得るものとする。また、本計画の策定業務に係る調査結果及びその他の事項については、本市の他の福祉計画との共有を可能とする。

(4) 業務の再委託

本業務の全部を他のコンサル等に一括して委託することは認めない。本業務の一部を委託する場合には、提案書とともに提出すること。

(5) 受注者の業務体制

本業務に従事する担当者は、受注者が提出した従事者配置予定表（様式17号）に記載した者でなければならず、原則として変更できない。ただし、やむをえない理由により変更を行う場合には、本業務を遂行するに足る者とし、受注者は発注者と協議するものとする。

また、担当者の進捗管理等に著しい支障が生じると判断した場合、発注者は受注者に対し、担当者変更の協議を申し出ることができるものとする。

(6) 工程管理

受注者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を把握するために毎月訪問し、随時発注者に報告しなければならない。なお、WEB会議による実施を可能とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者との間で協議するものとする。